

福岡市国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の審査基準

I 登録要件(テレビ電話装置等の要件)

法令・通知の定め
1 当該事業を行おうとする薬局開設者は、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。
2 薬剤遠隔指導等が、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法であって、当該指導を適切に行うために必要なものとして以下の基準に適合する方法により行われるものであること。テレビ電話装置等にはスマートフォンやタブレット等も含まれる。 ①テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことができる画面を有するとともに(例えば、画面の大きさなど)、鮮明な映像及び明瞭な音声及び画像を送受信する性能を有していること。 ②テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等の間に送受信された映像及び音声を記録する機能を有していること。少なくとも薬局側又は利用者側のいずれかのテレビ電話等に記録機能が備えられていること。また、この記録は薬剤遠隔指導等を行わせた日から起算して1か月間保存できるものであること。

II 体制整備

法令・通知の定め
1 薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な業務に関する手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行うこと。手順書には、以下の事項を盛り込むこと。 ①利用者が本特例の利用を希望することを確認する旨。 ②利用者が利用する薬局の名称及び特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する医療機関の名称を確認する旨。 ③テレビ電話装置等の利用等に関する事項。 ④地域の薬局、医療機関等との連絡体制及び対応の手順の整備に関する事項 ⑤薬剤遠隔指導等の実地に事故等があった場合の対応に関する事項 ⑥薬剤の配送等に関する事項。 ⑦その他薬剤遠隔指導等の実施に関する留意事項等。
2 薬剤遠隔指導等を実施する薬局と特定処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関と、副作用被害が発生した場合の連絡体制や搬送手順の策定等の対応手順を整備していること。
3 登録薬局開設者は、その薬局の薬剤師に薬剤遠隔指導等を行わせたときは、当該薬剤遠隔指導に関する以下の事項を記録し、その記録を薬剤遠隔指導等を行わせた日から起算して1か月間保存すること。 ①薬剤遠隔指導を行う間に送受信された映像及び音声 ②薬剤遠隔指導等を行わせた年月日 ③薬剤遠隔指導等に係る薬剤師及び利用者の氏名

- | |
|---|
| ④利用者の居住する場所
⑤薬剤遠隔指導等に使用したテレビ電話装置等の仕様 |
|---|

Ⅲ 欠格条項

法令・通知の定め
<p>1 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>①以下に該当するとして登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。</p> <p>(ア) 内閣総理大臣の認定を受けた区域計画（イにおいて「認定区域計画」という。）の変更の認定があったとき。</p> <p>(イ) 認定区域計画の認定が取り消されたとき。</p> <p>(ウ) 登録事業が以下のいずれかの理由で国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(i) 特定処方箋以外の通常の処方箋により調剤された薬剤に関して薬剤遠隔指導等を行ったとき。</p> <p>(ii) 特定区域に居住する者以外の者に対して薬剤遠隔指導等を行ったとき。</p> <p>(iii) 録画済みの映像を単に送信する、音声のみの送受信を行う、テレビ電話装置等の動画通信性能が低い、映像及び音声の記録機能を有しないなど、基準を満たさない方法で薬剤遠隔指導等を行ったとき。</p> <p>(iv) 利用者の居住地が要件に該当しないにも関わらず薬剤遠隔指導等を行ったとき。</p> <p>(v) 利用者に対する保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして定めた要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(エ) 不正な手段により登録、更新又は変更登録を受けたとき。</p> <p>(オ) 登録薬局開設者に課せられた以下のいずれかの義務に違反したとき。</p> <p>(i) 変更登録の申請又は変更事項の届出を怠ったとき。</p> <p>(ii) 動画品質に関する事前確認を怠ったとき。</p> <p>(iii) 薬剤遠隔指導等の記録・保存を怠ったとき。</p> <p>(iv) 登録事業の実施状況の定期報告を怠ったとき。</p> <p>(カ) 都道府県知事の報告の求めに対し、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>②法人であって、その業務を行う役員のうち1に該当する者があるもの。</p>

Ⅳ 従事者

法令・通知の定め
<p>1 薬剤遠隔指導等に従事する者が、テレビ電話装置等の操作の方法その他薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していること。</p>